

3 前田直久議員

- 1 庁舎建設しても町財政は大丈夫なのでしょうね
- 2 保育所の改築は必要ないのでしょうか
- 3 一般財源化された学校教材費等の一部も庁舎建設財源となるのでしょうか
- 4 町長の政治哲学をお聞かせください



1 庁舎建設しても町財政は大丈夫なのでしょうね

私は、町民が強く関心を寄せている町政上の問題につきまして、一般質問書に基づき質問いたしますので、簡潔明瞭にお答えいただきますようお願い申し上げます。

まず第1点目であります、「庁舎建設しても町財政は大丈夫なのでしょうね」という標題でお尋ねをいたします。

平成22年度の町政執行方針によりますと、「今後の懸案事項としましては、ごみ焼却場などの衛生関連施設の更新のほか、町営住宅や文化センターなどの改修、消防設備のデジタル化、総合庁舎の建て替え等の大型事業が想定される場所であり」云々とありますが、このような情勢下にあってですね現行の住民サービスを低下させることなく庁舎新築が推進できるのか、町民の間で不安が生じております。

中期的な財政運営見通しを示すことなく、単年度の収支バランスをとるのだから良いのだというだけでは、説明責任を放棄しているといわざるを得ませんし、「情報を共有して協働のまちづくりを推進すること」を標榜する上岡町政の姿勢を疑わざるを得ません。

庁舎新築は避けて通れない問題であるだけに、早急に財政見通しを示さなければならぬと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

【答 弁】

町 長：

1点目は、庁舎建設しても町財政は大丈夫なのか、とのご質問であり、早急に財政見通しを示さなければならぬとのご指摘であります。

財政見通しは、安定的かつ計画的な財政運営を行うための重要な資料のひとつであり、これを参考とし、現在の収支状況と今後の動向を勘案しながら毎年度の予算編成や予算執行に当たるべきものと考えております。

財政見通しの推計においては、今後の懸案事項を踏まえた歳出見込みと、歳入見込みの算定が必要となりますが、歳入見込みについては、政権交代に伴う国の方針の転換などから、現状において政策動向の見極めが困難であ

り、中でも地方交付税の見直しや国庫補助金の一括交付金化など、必要な情報が極めて不足しており、信頼に足る推計ができない状況にあります。

したがって、現段階では中期的な財政見直しをお示しすることは難しいものと判断しておりますが、こうした状況においても、健全な財政運営を維持し財政健全化指標を良好に保つため、毎年度の収支の均衡に留意しながら計画的な地方債の発行を行い、起債残高の逡減に努めているところであります。

現在の町財政は、行政改革の継続により、財政健全化の指標上良好な状態を維持しておりますが、今後における財政収支の展望としては、庁舎建設などの大規模事業を多く抱えていることから、必ずしも楽観視できない状況にあります。

そうした中で、福祉対策や生活道路の整備など、住民に身近な事業についても十分に配慮しながら、各事業の実施を慎重かつ効率的に進めてまいります。

< 再質問 >

えー1点目のですね庁舎新築の財政の見直しについてであります、まああの収入はわからないのでその見直しは立てられないとゆう話ですけども、あの何処の町村でも同じ事なんですよ。

ところが他の町村ではちゃんと見直しを立てているんです。

でそれにはですね、必ず条件をつけるんです。

例えば地方交付税がこのまま推移すればこうなりますよとかですね、そういう条件つきでですね、見直しを立てて住民にですね、その自治体の収支見直しを明らかにさせているんです。

これがなければね、絶対協働の町づくりなんか進まないんです。

まああのそれでお尋ねしますけども、具体的にお尋ねいたしますが、衛生施設、文化センター改修、消防デジタル化はですね、まあ平成22年度の町政執行方針に述べられていますけども、もう9月の中ですから、おそらく22年度の事業としてはですね取り組めないだろうと私は思っております。

でまあ、おそらく23年度以降事業になるんだろうと思いますが、あの町政執行方針で述べられている以上はですね、おそらくあの町長の腹の中ではおおよそのですね事業の執行年度がですね決まっているものだと私は理解しております。

それがなければですね、思いつきで町政執行方針なんか書くものでありませんから、当然ですね何年頃にこの事業をやるとうようなですね、あのことはお考えの上でですね町政執行方針に述べておられると思いますので、この点は明らかにしていただきたいとゆうこと。

それから、これらの事業はですねいずれも起債事業のなると思うんです私は。

で起債事業になるとすればですね、町長さんが常に言っている単年度起債発行の目標額であるですね、13億円を超える事はないのかどうかですね、この辺が私は非常に心配に思っております。

でこれは私だけが心配しているだけじゃなくて、町民の皆さんがどなたもですね、本当に大丈夫なんだろうかとあの不安を持っていると思います。

ですからあの、明らかにですね、単年度毎で収支バランスを取るんだからいいんだってゆうんではですね、全く説明にならないんです。

将来どうゆうふうになりますよとゆうことをですね、きちっと町民の前で示す

べきだと思いますので、再度ご答弁をお願いいたします。

それからですねまあ、先ほど冒頭計画の話しましたが、事業実施計画策定するにあたってですね、まああの上岡町長の場合は事業費をですねある程度推定、まあ固めてからですね財政見通しを立てるのか、あるいは財政見通しを立てる中でですね事業費を押さえ込もうとゆう手法を取るのかですね、それからあるいはあの実施計画と財政計画をですね平行して進めるのかですね、まあいずれにしても3つの内のどれか1つしかないだろうと私は思いますけれども、財政運営のですね基本的な考え方についてですね、お尋ねをいたします。

端的に申し上げますとですね、財政計画が先かですね、事業実施計画が先かとゆうことです。

どちらをあの先にするんですかとゆう、私の質問の内容です。

【答 弁】

町 長：

1点めは、庁舎建設と町財政について3項目であります。まず1項めは、執行方針にある大規模事業の衛生関連施設、消防設備のデジタル化、文化センターの改修などの、具体的な実施年度についてであります。

これらの事業につきましては、中長期の懸案事項として今後2、3年から10年程度の間の実施が想定されているものであり、法的な制約や事業の緊急性や必要性に応じて優先順位が決定され、実施年度が確定していくものと考えております。

2項めは、これらの事業が起債事業であるとして年間起債発行の想定額である13億円を超えることはないのか、についてであります。

現在想定している年間起債発行額は、ご指摘の13億円ではなく、5億円前後としているところであります。

これらの事業については、起債のほか各種補助金等の活用が予定されることと、前段で申し上げたとおり、事業の優先順位を踏まえた事業実施の年度間調整により、単年度の起債総額を抑えることが十分に可能と判断していることから、5億円を大幅に超える状況は生じないと考えております。

なお、13億円という数字については、年間の公債費総額についてのものであります。

3項めは、財政計画と事業計画のどちらかが先かについてであります。財政計画については、先に答弁申し上げました財政見通しと同様、歳出計画と、歳入計画から成り立つものであり、歳出計画は、事業実施の基本事項を定めたものであり、事業計画そのものと認識しております。

したがってまして財政計画と事業計画は表裏一体のものと考えております。

< 再々質問 >

まずですね、あの1番目のあのいわゆる大型事業のですね実施年度の関係ですけども、町長の先ほどのご答弁では、法的な制約もあるんで一概に言えないってようなですねご答弁があったと思いますけども、そんな法的な制約のある中でですね、平成22年度の町政執行方針でこうゆうありますって書いたんですか。

私はちょっとそれ解せないんですけどもね。

ある程度法的な問題をクリアできた時点でですね書くべきであって、それ書く

んであればですね、そのいわゆる何べんもいってる財政見通し収支見通しのですね、きちっと示す中でやらないとですね、なんだか何がなんだかさっぱり、何を今重大な要件としてですねやろうとしている、上岡町政やろうとしているのかですね、まったく見えてこないんですよ。

でそれから順番ちょっと違いますけども、それに関連してですね、身の丈の財政のあの運営をするとゆう話ありましたけれども、身の丈を判断する客観的に判断する手法は、どうゆう手法でですね身の丈を判断するんでしょうか。

これ自分でねえ、まあ150センチまあ具体的にいえば150センチあるのに130センチしかないとかっていうのも身の丈なんですよ。

だから主観的なですね身の丈ってゆうのはですね、非常に危険性のあるですね考え方だと思います。

だから、客観的に身の丈を判断する手法としてはですね、どうゆう手法があるのか、協働の町づくりの中でですねその。

それとですねあの、うんと財政計画の関係でお話がああ、事業計画と財政計画については表裏一体のものであるとゆうご答弁がございましたが、じゃあですね、あの庁舎新築利用計画についてはですね、先ほど財政の計画がないんだとゆうのと、全く矛盾するお考えではないかと思いますが、その点についてですねお答えをいただきたいと思います。

【答 弁】 **町 長：**

1項めは、大規模事業に関する法的な制約についてであります。法的な制約という点については、法的な制約により事業が実施できないという意味ではなく、例えば消防設備のデジタル化において、平成28年5月31日にアナログ周波数の使用期限が終了する、というようなことを示しており、それまでに事業を実施しなければならないという意味であります。

2項めは、身の丈にあつたと判断される財政運営の基準についてであります。単年度の収支均衡が継続的に図られるように事務事業を実施していくことと考えております。

3項めは、財政計画がないため矛盾するとのご指摘であります。最初の質問に対する答弁の主旨については、財政計画がないと申し上げたものではなく、現段階では、国の政策動向の見極めが困難であり、中期的な財政見直しをお示しすることは難しいとの判断に係るものであります。

2 保育所の改築は必要ないのでしょうか

2点めは、「保育所の改築は必要ないのでしょうか」という件名です。

6月議会の一般質問で、私は保育所等の耐震改築についてお尋ねをいたしました。お答えは「東山保育所と中央保育所は昭和56年以前の建築物であり、耐震診断も含めて今後の施設の在り方など検討が必要」とお答えになっておりますが、検討はされたのでしょうか。

検討の結果をお知らせください。

耐震診断の結果によっては改築されるのでしょうか、おたずねをいたします。

【答 弁】

町 長：

2点目は、保育所の耐震診断についてであります。東山保育所、中央保育所は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき町が策定した「耐震改修促進計画」に定められる「平成27年度までに耐震化の目標を設定しなければならない特定建築物」には、該当しない施設となっております。

しかしながら、就学前の幼い児童が毎日のように通い利用する大切な施設であり、児童福祉の推進という保育所の重要な役割がますます高まる中で、町としては、児童の保護と権利の擁護などに努め、将来的な公共施設の配置も踏まえながら、しかるべき時期には耐震診断を実施しなければならないものと考えております。

ただ、耐震診断の結果によっては、大規模な改修、あるいは改築、建替などの必要性も十分に考えられるところでもあります。

したがって、こうした場合には、先程も申し上げましたとおり、施設の役割と公共施設全体の配置や利活用を見極め、総合的な観点から改築等についての判断をすべきものであり、耐震診断の時期については、なお一定の期間を要するものと考えておりますので、ご理解を願います。

< 再 質 問 >

それから2番目のですね、保育所の改築についてですけれども、あの基本的ですねお尋ねをしますけれども、耐震改修促進法とゆう法律はですね何のためにあるのか、これをまずお答えいただきたいと思っております。

で、いわゆるですね、保育所の改築問題については、新行革大綱の中でですね、改修の事が懸案事項として取り上げられてですね、平成20年の町政執行方針ではですね、あの行政改革大綱の変更が報告されております。

でそれからですね、まあ考えてみますともう2年半経っているんですよ。

でこの間全くですね、保育所の改築等については、考えた事はないのかどうか。

それからですね、私非常に岩内町大丈夫かなあと思うのはですね、この庁舎の建設問題が出るまでですね、全く保育所ですね改築というものについて、職員からも誰からもですねそういう疑問の声が出なかったのかどうかですね、お尋ねをいたします。

一人ぐらいですね、役場もやるんだったら保育所もやらんきゃならんぞというようなですね意見が出るのが当たり前だと私は思っていますけれども、その辺全然声が出なかったような気がしますので、事実がどうだったのか、お知らせいた

だきたいと思います。

【答 弁】

町 長：

2点目は、保育所の改築についてであります。

まず、建築物の耐震改修の促進に関する法律の目的であります。阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命・身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することとなっております。

次に、これまで保育所の改築について議論がなされてこなかったのかというご質問であります。

これまで、ご質問にもありましたように保育所全体のあり方のひとつとして統廃合の議論もされてきたところであり、こうした経過を踏まえた中では、当然ながら改修、改築、あるいは建替の是非も含め、検討してきたところであります。

その結果、当面、将来の町を担う児童の健全な育成を目指すうえでは、3保育所体制が必要であるとの一定の方向性を確認したところでありますが、今後においては、大規模改修の計画を予定しているところであります。

< 再々質問 >

それから、えーと保育所の問題についてはですね、当面改修計画を持っているというお話でしたが、この改修計画持っているということは、いわゆるその財政の収支見通しもですね含めたですね計画を持っているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

お答えをいただきたいと思います。

【答 弁】

町 長：

4項めは、保育所の大規模改修事業の予定についてであります。先程もご答弁したとおり、保育環境を整え児童の育成に資することも、町の大きな責務であると考えております。

こうした意味から、将来的には改修の必要性があるものと判断しているところであります。

3 一般財源化された学校教材費等の一部も庁舎建設財源となるのでしょうか

3点めは、「一般財源化された学校教材費等の一部も庁舎建設財源となるのでしょうか」という標題でございます。

1点目ですが、地方交付税となった学校教材費や学校図書費については、地方交付税の制度上、そもそもその用途に制約はなく教材や図書費として使わなくてもよいとの見解ですが、ナショナルミニマムとしての義務教育は、全国同一の水準を維持されるべきであろうと思います。

また、地方財政法第2条第1項の規定あるいは地方交付税法第3条第3項の規定などから判断するに、地域主権、地域分権などが叫ばれている今日であっても、現時点では義務教育のための交付という点を考慮するならば、地財法、地方交付税法の規定を遵守すべきものと考えます。

したがって、北海道を通じて交付された全額を予算計上して、学校に配分すべきと考えますが、ご見解を承りたい。

2点目は、地方交付税法第3条第2項と第3項の規定は一見矛盾するように私は思います。

また、地方財政法第2条第1項と地法交付税法第3条第3項の規定について、どのように解釈すべきか。

先の議会で答弁のあった、「地方交付税については目的外使用という概念自体が全く存在しないのであります」と、まったく用途については制約がないような内容のご答弁をいただきましたが、予算編成権を持つ町長の、これらの法律の関連について、どう解釈すべきか責任ある答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

3点目は、一般財源化された学校教材費等の一部も庁舎建設財源とするのかについて、2項目のご質問であります。

1項めは、地方交付税措置された学校教材費等の全額を、教育費に予算計上すべきとのご指摘であります。

義務教育経費の地方交付税措置については、教材用図書及び備品費や学校図書館図書費などが、基準財政需要額に算入されているところでありますが、現状においては、地方交付税の措置額に比べ、実際の教育費予算額は低いものとなっております。

町の教育費予算については、教育行政全体の中で、事業の緊急性や優先度などを勘案しながら、また町財政の収支均衡との見合いの中で毎年度予算編成を行っており、必要な予算額が確保されるよう、今後とも努めてまいります。

2項めは、地方交付税法第3条第2項と第3項の規定が、一見矛盾するように思うとのご指摘と、地方財政法第2条第1項と地方交付税法第3条第3項の規定に照らし、地方交付税の目的外使用をどう解釈すべきか、についてであります。

地方交付税法第3条第2項は、「国は、地方交付税の交付に当たっては、条件を付け又は用途を制限してはならない。」というものであり、また同条

第3項は、「地方公共団体は、行政について、合理的で妥当な水準の維持に努め、法律等により義務付けられた規模と内容を備えるようにしなければならない。」と規定しております。

同条第2項は、地方交付税の性格が、「使途が特定されない一般財源である」ことの規定であり、同条第3項は、地方公共団体にとって必要な行政水準の維持に関する規定であることから、それぞれ規定する内容が異なっており、矛盾する点はないものであります。

次に、地方財政法第2条第1項と、地方交付税法第3条第3項の規定に照らし、地方交付税の目的外使用をどう解釈すべきか、についてであります。

地方財政法第2条第1項は、「地方公共団体は、国の政策に反するような施策を行ってはならない。」などと規定しており、地方交付税法第3条第3項は、前述のとおりであります。

両者は、国の政策に反しないことと、法律等に義務付けられた規模と内容を備えることを内容としております。

一方、義務教育経費の一般財源化については、地方交付税措置が講じられたことにより、地域や学校の実態に応じて所要の事業費を確保し、整備を進めるよう努力することが求められたものであります。

前段で申し上げましたとおり、地方交付税措置と教育費予算は一致しておりませんが、これに関しては、地方交付税の制度的な問題も、要因のひとつと考えられます。

まず、地方交付税措置における経費については、教育費に限らず様々な経費が基準財政需要額に算入されているものの、基準財政需要額は行政需要のすべてを補足しきれているわけではなく、算入された経費以外にも、自治体にとって必要不可欠な経費が多数あるのが実状であります。

このため、基準財政需要額に算入された経費について、全額で事業実施する場合は、他の必要不可欠な事業をどのようにすべきかという問題が生じるところであります。

町の平成21年度決算を例示しますと、普通会計における一般財源の総額が、約57億3,000万円であるのに対し、基準財政需要額は約42億3,000万円の算定であり、差引で一般財源約15億円の差額がありますが、実際上もこれとかなり上回る額の必要不可欠な経費が、地方交付税措置に反映がなされておられません。

したがって、地方交付税の算定結果を十分に踏まえながら、使途が特定されない一般財源として一括交付される地方交付税については、町税など他の一般財源との一体的な活用を図ることで、基準財政需要額への算入経費と同様に、財政運営上、他の必要不可欠な経費についても、財源充当がなされる必要があるものであります。

なお、行政の運営に当たっては、法の主旨に則り、健全な財政運営に努めることは当然の責務であり、将来にわたり町の発展のために鋭意努力してまいります。

＜再質問＞

それから3点目ですけれどもね、えーと一般財源化された教育費の教育費の使途に関してはですね、これは今まさにですね、地域主権とですね、一括交付金の問題はですね、どんどん進んでくると思うんです。

で一括交付金のひも付き補助金をなくするわけですから、一括交付金についてもですね、これはね、あの交付税と同じような考え方でですね進められたんでは、いわゆる国民のですね、あのナショナルミニマムをですね、とゆうことはまああれですよあの最低のまあ生活水準、基準ということですけども、これがですね、岩内町は確保されない恐れが出てくる訳です。

ですから、あのいわゆるですね地方交付税法だとか地方財政法のですね、をよくですねあの考えて実施しなければですね、これはまさに上岡町長の哲学の問題に絡んでくる問題です。

ですから今後ですね、一括交付金がされた場合にですね、他に町村とですね比較して、岩内町民の生活水準が、最低の生活水準が落とされていくとゆう心配がまあ極めて大きい訳です。

ですから、この点についてですね再度ですね、一括交付金になった時のですねあの上岡町長の基本方針、まあ先ほどの答弁と同じ繰り返しであればその繰り返しでも結構でございますけれども、まあ再度ご答弁をお願いしたいと思います。

4 町長の政治哲学をお聞かせください

地域主権が進められようとしておりますが、地域主権には、政策と財政を視野に入れた哲学を持った地域経営が必要になってくるといわれており、具体的なことはどんな考えのもとに地域経営を行おうとするのか、どんな地域像を目標とするのか、そのためには現状を変えるどんな政策手段が必要なのか、それに要する財政資源の設計はどのようなのか、明らかにしなければならないと考えます。

地域主権を進める意味は、我が国の行政の7割を担っている自治体に政策形成、決定、実施そして行政責任の主体になることを託すことであるといわれておりますが、地方主権について、地域主権について町長はどのようなご見解をお持ちでしょうか。

また地域経営にあたっての政治哲学をお聞かせください。

【答 弁】

町 長：

4点目は、私の政治哲学に関し、2項目にわたるご質問であります。

1項めは、地域主権についての見解であります。本年6月に国がまとめた地域主権戦略大綱では、地方公共団体の義務付け・枠付けの見直しと、条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲、ひも付き補助金の一括交付金化などについて述べられており、さらに、地方自治法の抜本の見直しとして、地方政府基本法の制定が謳われております。

このことは、まさに政策形成、決定、実施、行政としての説明責任が、一層重要になるものと認識しております。

私としては、これらの国の方針決定について、地方自治体の行財政運営に大きく関わるものであることから、今後の推移を充分見極める必要があるものと考えておりますが、国が示した地域主権戦略大綱の趣旨は住民主体の発想であり、基礎自治体が果たすべき本来の役割を担う権限と財源の移譲がなされ、それにより、国、都道府県、基礎自治体の役割と責任の明確化が図られるものと認識しております。

2項めは、地域経営にあたっての政治哲学についてであります。

私が町長に就任し、早や7年が経ちましたが、2期目の町長選挙立候補にあたり、4つの柱を公約として掲げた上で、「子供たちの将来のためにも私たちが住んで良かったと思える町」にしていくことが私に課せられた使命との考えのもと、これまで行財政運営に取り組んできたところであります。

町の将来を考えたとき、地域活性化のための大型プロジェクトの実行や、福祉サービスの充実・拡大、住環境の整備への資本投資など、様々な事業・施策の実施が必要と認識しております。

就任時に危機的な状況であった財政状況は、町民のご理解とご協力のもと、財政健全化団体への転落を回避することができるなど、着実に町の将来への活力と希望を見いだせる状況となってきたものの、今後とも安定した行財政運営を行っていくためには、確固たる財政基盤を確立することが最重要課題であると考えております。

したがって、事務・事業の実施にあたっては、今、町がおかれている現状を十分に勘案した上で、その身の丈にあった事業を実施し展開していく

ことが重要であると考えており、これらを着実に推進していくことにより、結果として、私の思うまちづくりが進むものと考えております。

< 再 質 問 >

まあそれからあの4点目のあの哲学についてはですね、これは上岡さん個人の問題ですから、とやかく論評する問題ではないと思いますけども、あのあえてお尋ねいたしますが、上岡町長がですね町政執行する上で一番大事にする、している点は何なのか。

財政問題なのかですね、それとも町民の生命財産の問題なのか、お尋ねをいたします。

【答 弁】

町 長：

3点目は、町政を執行する上で、一番大事にしていることについてであります。

当然ながら、町民の生命・財産を守ることは、私に与えられた責務であり、最重要視すべき事項であると考えておりますが、今後も継続的な行政サービスを提供し続けるためには、安定した財政基盤を築き上げることも重要であると考えております。

< 再々 質 問 >

それから最後にですね、安定した財政基盤を築かなければならないとゆうご答弁がございましたが、安定した財政基盤を築くための方法とゆうのは具体的にお持ち合わせでしょうか、お尋ねをいたします。

【答 弁】

町 長：

5項めは、安定した財政基盤の方法についてであります。これまで実施して参りました歳入に見合う歳出を基本とした財政運営を継続しながら収支の均衡を図るとともに、計画的な財源留保を図ることが重要であると考えております。